

## 第4回学習会記録

日 時：2007年8月23日

場 所：明治大学アカデミコモン九階 309A教室



# 『戦後政治と9条—— 集团的自衛権を中心に』

講 師：浦田一郎 教授（明治大学法科大学院）

## 「商社九条の会・東京」事務局

連絡先

住 所：〒247-0061 鎌倉市台 2-20-41-303 木村方

Tel・Fax：0467-46-7401 E-mail：akim@mist.ocn.ne.jp

## 浦田 一郎先生のプロフィール

☆ 明治大学法科大学院教授、☆「商社九条の会・東京」呼掛け人

### 略 歴

1946年12月生まれ、  
1969年 一橋大学法学部卒業、一橋大学大学院法学研究科博士課程中途退学  
一橋大学法学博士（1989年）  
1974-1978 山形大学 講師、  
1978-1983 山形大学 助教授、  
1983-1987 一橋大学 助教授、  
1987-2007 一橋大学 教授、  
2007- 明治大学法科大学院 教授

### 研究分野 研究テーマ

憲 法	フランスの憲法史の研究を経て、現在は平和主義、特にそれに関する政府見解を論理的・歴史的に分析している。関連して、立憲主義のあり方について考えている。
-----	--

### 主要業績

- ・『シエースの憲法思想』（勁草書房、1987年3月）
- ・『現代の平和主義と立憲主義』（日本評論社、1995年2月）
- ・「政府の集団的自衛権論—その射程と限界—」杉原泰雄先生古稀記念論文集刊行会編『二一世紀の立憲主義—現代憲法の歴史と課題—』（勁草書房、2000年6月）
- ・「総論・民主主義法学と人権論の構想」法の科学29号（2000年7月）
- ・「政府の集団的安全保障論—武力行使との一体化論を中心に—」一橋大学法学部創立五十周年記念論文集『変動期における法と国際関係』（有斐閣、2001年11月）
- ・「有事立法と憲法政治的制約」法律時報74巻7号（2002年6月）
- ・『立憲主義と市民』（信山社2006年7月）ほか

# 商社九条の会・東京 第4回学習会 講義録

## 目 次

第4回学習会・浦田一郎教授講義録 .....	1
司会挨拶 .....	1
戦後政治と九条——集団的自衛権を中心に .....	2
はじめに .....	2
一    自衛権 .....	2
1    自衛権の歴史 .....	2
(1)    前史 .....	2
(2)    自衛権の成立 第一次大戦後 .....	3
(3)    自衛権の確立 第二次大戦後 .....	4
1944年10月 一般的国際機構設立に関するダンバートン・オークス提案 .....	4
1945年2月 ヤルタ会談 .....	4
1945年3月 米州諸国会議のチャプルテペック決議 .....	5
1945年6月 国連憲章 .....	5
2    法的理論と実際 .....	6
(1)    法的理論・論理 .....	6
(2)    実際・現実 自衛権から見る .....	6
(3)    大国の軍事支配から見る .....	8
(4)    日本にとって .....	8
(5)    政府の集団的自衛権解釈の基本的性格 .....	9
二    政府の九条解釈 .....	9
1    前史 .....	9
(1)    制憲議会 自衛権否認的 .....	9
(2)    再軍備 .....	9
2    自衛力論の構造 .....	10
(1)    定義 .....	10
(2)    基礎 .....	11
(3)    主体 .....	11
(4)    「実力」 .....	11
(5)    「自衛のため」 .....	11
(6)    「必要最小限度」 .....	11

3	自衛力論成立の背景.....	12
三	政府の集団的自衛権解釈.....	12
1	歴史.....	13
2	構造.....	13
(1)	保持と行使.....	13
(2)	必要最小限度.....	14
3	解釈変更の可能性.....	15
(1)	従来 of 議論.....	15
(2)	安倍政権下.....	16
(3)	解釈とその変更の性格.....	16
	おわりに.....	17
	質問への回答.....	17
Q 1.	集団的自衛権の考え方はアメリカ主導で始まった考えではないのですか。.....	17
Q 2.	自衛隊のイラク派遣は、国際復興支援ではなく軍事行動で、憲法違反では？....	18
Q 3.	憲法改正の狙いは極東アジアでの集団的自衛権の行使にあるのでは？.....	18
Q 4.	有事の際、自衛隊に対する指揮権はどこが持つのでしょうか？.....	18
Q 5.	安倍内閣の集団的自衛権容認論に対しどのように反論すべきですか？.....	19
Q 6.	日本に向けてミサイルが発射された時、個別自衛権を行使するのは 憲法9条に触れないのでしょうか.....	19
Q 7.	米軍の指揮権について日本と韓国との違いについて教えて下さい。.....	19
Q 8.	憲法9条改定の狙いは米軍の戦争へ自衛隊を動員可能とし、 また戦争ビジネスの利益のためではないか。.....	20
Q 9.	元イラク先遣隊長で現参議院議員の佐藤正久氏の「駆けつけ警護」発言 についてどう思われますか。.....	21
	【編集後記】.....	22
	巻末資料.....	23
	レジュメ.....	1
	資料.....	4
	日本国憲法.....	4
	国連憲章.....	4
	日米安保条約.....	5
	防衛白書における集団的自衛権の記述.....	5

## 第4回学習会・浦田一郎教授講義録

### 司会挨拶

みなさま今晚は。暑い中をようこそお越しくださいました。暑いといっても昨日よりはだいぶ涼しいのでほっとしておりますが、夕焼けがとてもきれいな教室で浦田先生のお話を聞くことができ、素敵だなあと思っています。本日は商社九条の会・東京第4回学習会でございます。商社九条の会・東京ができたのは一昨年の5月です。6月に第1回の講演会を行い、大体年2回の講演会を行って、講演会と講演会の間に学習会を実施しています。第1回の講演会は元レバノン大使の天木直人さんをお招きして、第2回は経済同友会の品川正治さん、第3回は詩人の辻井喬さん、～財界では堤清二の名前で活躍していらっしゃいます。第4回は新潟県加茂市の市長さんで防衛庁出身の小池清彦さんに憲法九条の話をしていただきました。第5回はノンフィクション作家の保阪正康さんに昭和史の光と影のテーマで講演をしていただきました。その間に学習会、弁護士の吉田健一さんをお招きして二度にわたり、改憲論議の争点と、自衛隊、自衛軍、自衛権について、前回は山田朗明治大学教授に「軍事力で日本は守れるのか」ということでお話をさせていただきました。この学習会のあと日本の国内政治情勢もだいぶ変わりました。改憲手続法があつというまに通ってしまったたり、参議院選では与野党が逆転したりと変化がありました。

そんな中で、憲法学のご専門である浦田一郎先生にお話をさせていただきます。浦田先生は今年の3月までは一橋大学法科大学院の教授で、4月からここ明治大学の大学院にお移りになりました。おかげでこんな立派な教室を借りることができたわけでございます。

開始に先立って、お渡しした資料を確認していただきたいと思います。世話人が午前中、人海作戦で印刷、ホチキス、袋詰めをしたもので、ミスなどあるかもしれません。まず、浦田先生のレジメ、裏表で1ページから5ページまでです。次に先生のプロフィール、アンケート用紙、質問用紙、この質問用紙は先生のお話を聞いていて疑問やご意見を休憩時間に書いていただいて休憩後の質疑応答の時間にお答えいただきます。それから厚い表紙の、前回学習会の山田先生の講演録。最後に小さい用紙で、高尾山ハイキングの案内があります。北海道・道南九条の会の9に因んだ9月9日に全国いっせいに何かを行おうという提案に呼応して、当会は高尾山にハイキングを行うことにしました。お配りした資料は以上ですが、脱漏などございましたら受付で交換してください。

浦田先生のプロフィールをお読みいただければお分かりになると思いますが、主要業績に書き出してあるもの、その他にもたくさんの学会論文などがございます。お書きになったものを読みますと硬い先生のようなのですが、この後ろページにリカンベントという自転車が載っております。これは先生の愛車でして、ここをお読みいただくだけで硬くない先生であるということがお分かりいただけたと思います。申し遅れましたが、司会をするのは伊藤忠出身の上田でございます。それでは浦田先生お願いいたします。

## 戦後政治と九条——集団的自衛権を中心に

### はじめに

私は政府の平和主義解釈を分析するという仕事を最近の仕事としています。政府の平和主義解釈、あるいは九条解釈といっても、どうせいい加減なことを言っているのだろうと思われて、あまり研究されてきませんでした。しかし国会の議事録などを調べてみると、なかなか面白いです。防衛白書も読んでみると面白くて、私の愛読書になっています。

私の話は、今紹介ありましたように、講演でも講義のような話だといわれています。逆に普通の講義から講演のような話だというふうに、言われている人もいるのですけれども。できるだけ面白くわかりやすく話をしようと思いますので、よろしくお願いします。話は最大1時間半にしたいと思います。できれば短く、と思っているのですけれども。

それから、きょうの話の中で最初の方、自衛権のところの一部はまだ考えているところで、そこには十分検証されていない話も含まれています。私は普段から理論と実際の両方を考えるべきだというふうに思ってきました。理論とか論理とか、理屈としてどれだけの可能性があるかということを考えることは重要です。しかし同時に、実際あるいは現実社会の中でどういうふうになる傾向があるかということも、考えなきゃいけないというふうに思っています。

きょうのレジメ、見ただけで頭が痛くなりそうですが、最初に自衛権というものがどういう考え方として出来てきたかという話をします。二番目の話として、自衛権を含めて政府が九条をどのように解釈しているかという話をします。最後に三番目の話として、その中でも集団的自衛権について政府がどんなふうに議論しているかということをお話したいと思います。以前、弁護士の吉田さんが話をされたこととかなり重なるようではありますが、私流の説明の仕方をしてみたいと思います。

### 一 自衛権

#### 1 自衛権の歴史

##### (1) 前史

最初に自衛権ですが、まず歴史的なことをみてみますと、漠然とした自衛権ということであれば、昔からそういう議論はあったというふうに言っているかもしれません。ですけれども、もう少し厳密に議論する場合には、自己保存権と区別する必要があります。自己保存権といっているのは、レジメに書きましたように、国家が自己を保存するために必要なすべてのことをなす権利が、それです。だから言い換えれば戦争をする権利ということにもなります。これは19世紀に一般的にあった考え方で、いわゆる古典的な帝国主義の時代に対応していたわけです。

## (2) 自衛権の成立 第一次大戦後

そして、(2)の自衛権の成立というところに入りますが、第一次大戦で戦争技術が発展し、戦争被害が甚大なものになりました。その経験を経て戦争を違法化しようという動きが出現してきました。戦争の違法化ということは「戦争は国際社会ではいけないこと」という原則が作られてきたということ、言い換えれば、自己保存権が否定された、戦争をする権利が否定されたということです。

この戦争の違法化ということをもっとはっきりさせたのが、1928年の不戦条約です。「戦争は原則として違法である」ということを述べた条約です。この条約に参加する加盟各国が自衛権を留保しました。戦争の違法化は認めるけれども自衛権は手放さない、自衛権は持っているんだという条件を付けたわけです。この自衛権のあり方は**違法性阻却事由**<sup>\*</sup>というふうにいわれます。いかにも法律的な硬い言葉ですが、戦争は原則として違法だけれども例外的に自衛権の場合には戦争することが許される、戦争しても非難されないということであるわけです。戦争の違法化という原則を前提としたうえで、その例外として自衛権が成立したということです。言い換えますと自衛権が成立する前提として、戦争の違法化という原則ができていなければいけないということになるわけです。というふうにと考えると、こういう意味での自衛権は二十世紀に入ってからのもので、現代の新しい権利だということになります。昔からの**自然権**というわけではないということです。

この不戦条約についてもうひとつ注意したいことは、この自衛権が留保というかたちで確認されたということです。言い換えますと不戦条約の正式の文書の中には自衛権ということはありません。だから自分たちは自衛権を放棄したんじゃないという留保を付ける、条件を付ける必要があったわけです。文書化されていないという意味で、自衛権の成立というふうに考えています。確立ではなくて自衛権の成立というふうに述べてみたわけです。

この場合の自衛権はいわゆる**個別的自衛権**です。自国が侵略された場合に反撃する権利のことであるわけです。**集団的自衛権**という考え方ではありませんでした。集団的自衛権というのは他国が侵略された場合に、自国は侵略されていないのに武力反撃をする権利ということなんですね。そもそも集団的自衛権という言葉も第二次世界大戦前にはありませんでした。モンロー主義などの勢力圏の考え方の中に集団的自衛権の淵源がある、元の考え方があるという議論はあります。しかしながら、集団的自衛権という考え方も、それから言葉も確立していませんでした。個別的自衛権が成立しても、集団的自衛権はなかったというのが第二次大戦の前の状態でした。

---

<sup>\*</sup> 違法性阻却とは、形式上は犯罪行為や不法行為としての条件が揃っていても、実質的には特別な事由が存在するために違法でないこと。正当防衛・緊急避難などは違法性が阻却される事由の一つ。(広辞苑第二版)

### (3) 自衛権の確立 第二次大戦後

それで(3)の自衛権の確立ということなのですが、第二次大戦では第一次大戦以上に戦争技術が発展しました。その代表的なものが原爆ということであるわけです。そして戦争被害も飛躍的に増大して、4000万人から5000万人の死者が出たというふうになっています。

#### 1944年10月 一般的国際機構設立に関するダンバートン・オークス提案

この第二次大戦末期の1944年10月に一般的国際機構設立に関するダンバートン・オークス提案というのが出されました。要するに国連をつくる準備が始まったということです。そしてその提案の中で、武力行使は原則として禁止されるということが打ち出されました。不戦条約の時には「戦争」とっていたわけですが、ここでは「武力行使」といわれています。「戦争」の方が狭くて「武力行使」の方が広いんですね。戦争といているのは国際法上の正式の手続きを踏んだ武力行使です。武力行使はそれとともに事実上のものも含めていわれます。正式の戦争だけではなくて事実上の武力行使も原則として禁止するということが、国連を設立する準備の中で言われたわけです。

そしてその例外としての自衛権の問題については文書化されていません。つまり不戦条約と同じ扱いをしていたわけです。それどころか当初は自衛権に関する規定は置かないという方針もつくられていました。

そこで、もうひとつの例外についてとレジュメには書いたのですが、これはちょっと正確ではありません。自衛権というのは、国連に加盟している各個別国家の武力行使の問題ですね。それとは別の柱として、国連自身が武力を行使するという場合があるわけですね。武力行使は原則としてやってはいけないというルールをつくっても、ルール破りをする国が出てきたときにどう対処するか。それは国連が対処する、ということなんですね。

その国連が対処する方針の中に、一般的なものと地域的なものがあります。その地域的なものことなのです。「いかなる強制行動も、安全保障理事会の許可がなければ、地域的取極に基いて又は地域的機関によってとられてはならない」※。こういうことが言われています。つまり地域的紛争を解決するには安保理の許可が必要だということです。こういうふうに、国連が管理した地域的な対処ということも他方で考えられていたわけです。

#### 1945年2月 ヤルタ会談

ところが、翌年1945年の2月、ヤルタ会談が開かれて、国連の常任理事国に拒否権が認められるということになりました。そうすると、安保理の許可といっても、常任理事国の拒否権によって許可が下りない可能性が出てきた、地域的な対処ができない可能性が出てきたというわけです。

---

※ 国連憲章 第八章 地域的取極 第五十三条第1項但し書き

### 1945年3月 米州諸国会議のチャプルテペック決議

その1945年の3月に米州諸国会議のチャプルテペック決議というものが出されました。米州諸国会議というのは、アメリカ南北の大陸の国々が集まった組織です。その中で、「米州諸国のいずれか一国に対するいかなる攻撃もすべての加盟諸国に対する侵略とみなされる。軍事力の行使を含む対抗措置がとられる」、こういう決議が出されました。

これは国連加盟国個別の国家の問題ですね。そしてそこには安保理のことは出てこない。国連全体の問題じゃなくて加盟各国の方の問題だということになります。先ほどの地域的取り決め云々が地域的であっても国連関係の問題だとすると、似てるのですが違うんですね。これが集団的自衛権の元となりました。そういうことによって安保理の統制から免れて、武力行使ができる道が考えられたというわけです。そこで関係国の間で論争が起こり、武力紛争の処理はあくまで国連、とりわけ安保理に集中するという原則を重視する考え方がありました。他方で、實際上地域的対処ができるようにしたいという声も出ていました。つまり例外の方を主張するという考え方が出てきて、とりわけラテンアメリカ諸国がそういう主張をしました。当初は、アメリカ合衆国がリードしたというわけではありませんでした。

### 1945年6月 国連憲章

このような論争の末、1945年の6月に国連憲章がつくられました。そして資料にあります、いちいち中身までは確認しませんがそれを見ていただければ結構です。国連憲章の1条で国連の目的が掲げられ、その第1項で集団安全保障ということが掲げられました。武力紛争に対しては国連が対処する。そしてそのことと対応する形で2条4項で、個別国家は武力行使をしてはいけない、武力行使の原則的な禁止ということが定められたわけです。しかし、ルール破りをする国が出てきたときにどうするかということで、集団安全保障のための措置として、集団的強制措置に関する定めがつくられました。それが41条と42条です。41条が非軍事的措置ということです。経済制裁とか外交的な対応ということです。そして42条が軍事的措置です。いわゆる国連軍のことですが、これは実際的には作られていません。

以上述べたことは、国連によるものなのですね。つまり、公のものということになります。それに対して国連によらない、その意味では私の問題として、51条に自衛権が定められています。武力行使をしてはいけないという2条4項の原則の例外として、自衛権が定められました。国際機関の文章として初めて「自衛権」が規定されたわけです。そういう意味で、ここで「自衛権の確立」というふうに述べてみたわけです。ここでは、個別自衛権だけではなくて集団的自衛権ということも言われています。

それで、その両者を認めた上で国連による統制を加えるということになりました。その統制として具体的には、一般的な侵略ではなくて武力攻撃の場合に限るといふようなこととか、「安保理が対処する前の一時的なものとしてしか自衛権を認めないとか、自衛権を行

使した場合には安保理に報告するようにとか、こういうコントロールを定めたわけです。

そして、個別的自衛権と集団的自衛権と両方を含めて「固有の」、「inherent」というふうに決めました。この「固有の」という規定はソ連の提案で入りました。当時の論議の中で個別的自衛権については「固有の」権利というふうに一般的に考えられていましたが、集団的自衛権については「固有の」権利がどうかに関して全く議論がありませんでした。そのまま「固有の」という形容詞が議論なしに「集団的自衛権」にも冠ったと、こういうことです。

## 2 法的理論と実際

### (1) 法的理論・論理

という歴史があって、そして、それについてどう考えるかというところなのですが、先ほど述べましたように、まずその法的な議論ということでは、戦争や武力行使は禁止されるという原則がつけられた、そしてその原則を実現するために、ルール破りに対処するものとして、集団安全保障体制がつけられた、ということになります。以上が原則ですが、その例外として自衛権が認められたということになります。そしてその自衛権については、元々は個別的自衛権が考えられていたのですが、集団的自衛権まで拡大された、ということになるわけですね。

### (2) 実際・現実 自衛権から見る

しかしそのことを、実際面からみてみるとどうだろうかと考えてみました。それについて、先ず「自衛権」から考えてみると、武力行使は大国から小国に対してなされることが多いですね。小国から大国に対してなされるということは少ないと思います。負けるに決まっているわけですから。そうすると、自衛権を小国が行使することも少ないですね。自衛権を使うのは大国の方であることが多い、そういうことになると思います。しかしながら他方で考えてみると、今述べたことと同じなのですが、大国が小国から武力を行使されるということはあまりない、テロを除けば少ないということですね。大国が武力攻撃を受けるということは少ない。つまり法的な自衛権が成立することは少ないということですね。

ですから自衛権の要件が満たされていないのに、自衛権が援用されることが実際には多い。自衛権だというふうには法的にはいえないのに、自衛権だといって武力行使をすることが多い。つまり、自衛権は濫用されることが多いということです。法的な議論としては、原則があって、濫用が例外ということになりますけれども、事実を見れば濫用の方が多いように思われます。濫用が基本的であって、例外的なものではないということだと思います。

濫用の形はどんなものかということ、事実的なものと法的なものがあると思います。事実的なものといえば、ヴェトナム戦争のときのトンキン湾事件ですね。トンキン湾でアメリカの艦船がヴェトナムから武力攻撃を受けたというわけですがけれども、これはでっちあげ

であったことが、後にはっきりしました。それから最近ではイラク戦争における大量破壊兵器の貯蔵、これも事実ではなかったわけです。このように事実を偽るという形で、濫用が行われる場合があります。

それからもうひとつには法的な濫用ということになるとと思いますが、先制的自衛権ということが言われています。これは、国連憲章では先ほど述べましたように51条で、武力攻撃がなければ自衛権は成立しないというふうになっているわけですが、国連憲章の外に伝統的な自衛権が別に存在するということが、アメリカの国際法学会を中心にして言われてきました。その中で、壊滅的な打撃を受けるような場合、武力攻撃を受けるということのを待ってられないから、ごく限られた範囲で先制的自衛権が認められるという議論が行われてきました。しかし、これはかなり限定されたものであったわけです。

ところがイラク戦争においてブッシュ大統領が言っていることは、敵の能力と企みということなのです。イラクに大量破壊兵器を持つ能力があつて持つということを考えている、だったらそうならないうちに叩いてしまおうというわけです。うっとうしいやつは先に叩こうというわけですから、従来アメリカの国際法学で言われていた先制的自衛権をも超えるような先制的自衛権論が言われています。これは法的な濫用の形だと思うのです。

集団的自衛権の方に話を移していきますと、先ほどの歴史的経緯をみてもわかりますように、国連憲章に自衛権に関する規定は置くつもりはなかったわけですが置くことになった。そのきっかけは集団的自衛権の問題であったわけです。

それは、単にきっかけだったというふうには言えないこともありませんけれども、現時点から振り返ってみると、かなり本質的な意味を持っていたように私には思われます。集団的自衛権を認めるということが、自衛権の確立にとって本質的な問題だったのではないだろうかということです。それは何故かということ、集団的自衛権、言い換えますと軍事同盟体制ということですが、世界に広く広がっています。そういう体制のもとでは、個別的自衛権が独自に機能することは少ないと思います。それは直ちに集団的自衛権の問題に連動していきます。同盟の中の一国が攻撃された場合には、同盟国がかかわってくるということになります。ですから端的に言ってしまうえば、むしろ集団的自衛権体制の中に個別的自衛権が位置づけられている。こんな状態になっているのではないかと思うわけです。

そういう状態の中で集団的自衛権がどういうふうに機能するかということを考えてみますと、集団的自衛権は同盟を結んで助け合うという形で説明されます。しかし実際は階層的なものだと思います。つまり大国と小国の間で結ばれるわけですね。ですから実際には大国が行う戦争に同盟国を動員するという形になります。ヴェトナム戦争とかイラク戦争がそうですし、ソ連によるチェコ侵入というのもそういう形でした。

それからまた、大国が同盟国に対して攻撃するという事も生じます。同盟国の小国が

どこか他所から攻められたので、助けてくれといった。そこで助けに行くのだという形にして、大国が同盟国であるはずの国に武力行使するということもあります。南ヴェトナム政府の要請に基づいて、アメリカはヴェトナム戦争を始めたということになっています。またアフガニスタン政府の要請に基づいて、ソ連がアフガニスタンに侵入したということになっています。そんなふうに集団的自衛権は機能しているのではないだろうかというように思うわけです。

### (3) 大国の軍事支配から見る

そこで以上のことを、今度は大国の軍事支配という観点から見るとどうなるでしょうか。自衛権は武力行使を正当化する唯一の根拠ですね。自衛権は大国が軍事支配する上で不可欠なものです。そしてまた、自衛権に関する国連憲章に基づく厳密な要件に従っていたのでは大国の軍事支配はできないわけですから、濫用せざるを得ない。濫用は基本的で、必然的なものだというふうに思えるわけです。その場合の基本的な制度は集団的自衛権だということになるように思われます。つまり、大国が軍事支配を行うためには、自衛権、そしてその濫用、そして集団的自衛権が不可欠だということになるのではないかと思うわけです。

### (4) 日本にとって

そこで、日本にとってということですが、このあと説明しますように、「自衛力」という考え方に基づいて、法的には必要最小限の個別的自衛権が認められるけれども、集団的自衛権は行使できない、こういう考え方が採られてきました。そして結果として、日本は戦後60年、戦争も武力行使もしていないというわけです。

これも考えてみると、日本が個別的自衛権行使するという事態は元々あまり考えられない。つまり日米安保、特に5条の中で共同防衛ということが定められていますので、日本を攻撃するとアメリカが反撃するということになります。ですから、なかなか日本を攻撃できないということになるわけです。実際にも、朝鮮が日本を武力攻撃するのではないかということが言われることがありますけれども、防衛省の専門家は考えていないと聞いています。政治家が言っているだけのことです。それから、北朝鮮と言わない方がいいという人がいるものですから、私は朝鮮とすることにしています。北朝鮮と言うと南朝鮮と言わなければならないから、韓国というのなら朝鮮というべきかと思っています。別に、朝鮮政府を支持して、言っているわけではありません。

以上のように言うと、安保のおかげで日本は安全だという安保肯定論のように聞こえるかも知れません。しかし、共同防衛のかわりに日米安保条約6条があります。アメリカに基地を提供するということになっていて、そのことを中核としながら、いろいろな形で日本はアメリカに軍事的に従属しています。さらにそのことによって国家主権が侵害されていると思います。軍事的だけではなく、外交的、経済的にもアメリカに逆らえないという状態になっています。ですから、沖縄の少女暴行事件について「不幸にして起こった事件」

というふうに政府によって言われますけれども、「起こるべくして起こった事件」であったと私は思います。外国の軍事支配を受けるという体制の下では、当然起こる事件です。

そしてそれだけではなくて、日本は基地や戦費を提供する、それから後方支援を行うということによって、アメリカの戦争や武力行使をサポートしてきました。そのアメリカの戦争や武力行使の中には、ヴェトナム戦争やイラク戦争のように自衛権が濫用されたと、国際法学によって一般的に言われるようなものも含まれています。前線での本格的な戦闘を日本はしていないとしてもです。

そして現在の改憲論で言われていることは、結局アメリカが行う戦争に、今度は本格的に自衛隊が前線での戦闘への参加という形で動員されることが問題になっている、こういうことだと思います。

#### (5) 政府の集団的自衛権解釈の基本的性格

「個別的自衛権と集団的自衛権の区別などは現在の国際社会ではほとんど行われていない。それを区別し、そして、個別的自衛権を行使できるけれども集団的自衛権は行使できないというような日本の議論は特殊なものだ」ということが、しばしば言われます。しかし、以上のように考えてくると、むしろ、集団的自衛権が自衛権問題の実際上の中心であって、日本の場合には、これから検討するように、憲法九条と政府解釈があるために、集団的自衛権の本質が浮かび上がったということではないでしょうか。アメリカが行う戦争に日本が本格的に参加するかしないかという問題が、集団的自衛権を行使できるかどうかという形で、議論されています。このことは日本だけではなくて現在の国際社会にとって本質的な問題なのではないだろうかという気が、私にはしています。

## 二 政府の九条解釈

### 1 前史

#### (1) 制憲議会 自衛権否認的

そこで、そういう問題を含めた九条問題について、政府はどのようなふうに議論してきたかということを見てみたいと思います。これについても、現在の解釈の前はどうなっていたかという前史から確認していきます。日本国憲法について審議していた帝国議会では、当時の吉田首相が自衛権を否認するような答弁をしていました。かなり徹底した非武装平和主義の理解をしていました。

#### (2) 再軍備

そして、その後再軍備が事実上始まります。警察予備隊の段階では、これは警察だから、憲法で禁止している戦力には当たらないとこう説明しました。それが保安隊になっていった段階で、もう警察とは説明できないので、近代戦争を遂行するほどの能力に達していない、それほど大きくないから戦力ではないという合憲論を出しました。

そして1954年に自衛隊が発足した直後からですが、自衛隊は自衛力であって戦力ではないと、こういう議論をしました。自衛力と言っているのはレジュメ2頁目の2の2自衛力論の構造(1)定義のところにあります。「自衛のための必要最小限度の実力」、これは良い。これを超えるものが憲法9条2項で禁止されている戦力だと、こういう説明をしました。これは、自分の都合にあわせてルールの意味を決めている、変な議論の仕方だと思います。授業で学生によく話をすることなのですが、禁酒を誓って壁に張り出した。しかし、しばらく経つと、日本酒が飲みたくなってきた。そこで、壁に禁酒と張り出したあの酒は、「日本酒よりもアルコール濃度の高いものを意味する」というふうに定義し直して、日本酒を飲むというのと同じ形なのですね。ですから議論としては変なのですが、そういう議論が行われてきました。

そしてもうひとつ付け加えておきたいことは、それぞれの段階で、つまり警察予備隊、保安隊、自衛隊ができていく段階で、その有事の際の指揮権はアメリカ側に渡すということを、総理大臣が約束しています。そのことは噂としては言われていたのですが、文書としてはその当時確認できませんでした。ところが、アメリカは外交文書も一定期間経つと公開するという原則を、かなりきちんと守っています。その結果、自衛隊段階でのことについてだけ述べますと、古関彰一さんという憲法史を研究している人の本によりますと、1980年に機密文書公開によって、アメリカの下院外交委員会「秘密聴聞会議事録1951年から56年」という資料が、1980年に公開されました。それによると1954年2月、一自衛隊ができる直前ですね、アメリカの外交委員会極東太平洋小委員会においてジョン・N・アリソン駐日大使は次のように証言しました。

文書を読みますと「日本国内の政治状況により、いかなる方法においても公表できないことではありますが、吉田首相はハル将軍と私とに対し、一ハル将軍といっているのはジョン・ハル将軍でアメリカ極東軍司令官です、在日米軍の使用を含む有事の際に、最高司令官はアメリカ軍人になるであろうということには全く問題はない、との個人的な保証を与えました。しかしながら、政治的理由により、これが日本において公然たる声明となった場合、現時点ではうまくないことは明白であります。ハル将軍はこの点に関し、吉田首相から与えられた保証に極めて満足し、将軍はなんら公然たる声明もしくは文書を要求しないと述べました」ということです。

このように、有事の際の指揮権はアメリカ側が持つという形で、再軍備が進んできました。

## 2 自衛力論の構造

### (1) 定義

以上のような歴史があるのですが、それについてどのような説明が行われてきたかとい

うことを見ていきます。それが（レジュメ）2の自衛力論の構造というところです。定義<sup>※</sup>は先ほど述べたようなことであります。

## (2) 基礎

自衛力は良いというわけですが、そういう考え方の基礎として九条と固有の自衛権ということを言っています。国家である以上持っている自衛権という考え方をしていますが、これには問題があると私は考えています。時間の関係で、ここではその問題には入らないことにします。注意しなければいけないのは、九条と自衛権と両方挙げていることです。もし九条がなければ、このような必要最小限というような限定などがつかなかったはずで

## (3) 主体

それからもうひとつは主体の問題で、戦争を放棄する、戦力を持たない主体は日本国だと説明します。したがって、日本にいるアメリカ軍は、憲法9条に触れないという形で合憲化しています。

## (4) 「実力」

それから「自衛のための最小限度の実力」について、まず「実力」ということが問題にされています。これは武力と大体同じ意味だと説明されています。九条が禁止しているのは武力である、だから武力や実力とはいえない問題は九条の禁止に触れていない。こういうふうに考えます。そうすると、経済援助とか基地の提供、後方支援、それ自体は武力ではないから、憲法9条にそもそも触れない、こういう議論をしています。そして、それ自体は武力でないものであっても、外国の武力行使と一体化した場合には、日本自身が武力行使したように見られる恐れがあるとします。そうならないように、いわゆる武力行使との一体化論という歯止めもついているとされています。

## (5) 「自衛のため」

そして次に、実力の問題とされた場合には、合憲とされるためには「自衛のため」でなければならないとされています。この自衛のためは、「わが国を防衛するため」というふう  
に言い換えられることもあります。そのことから明らかなように、政府が「自衛のため」という場合には、個別的自衛権だけを意味しています。つまり9条が基礎にありますので、日本の自衛措置は必要最小限でなければならない、だから個別的自衛権しか認められないと考えられています。そこから、集団的自衛権や集団安全保障に武力を持って参加するということは、自衛のためを超えるから、許されないという説明をします。

## (6) 「必要最小限度」

そして、自衛のため、つまり個別的自衛権の場合であっても、「必要最小限度」という制

---

<sup>※</sup>自衛のための必要最小限度の実力（P9、(2)再軍備の6～7行目、または巻末資料P2参照）

約をかぶります。その結果、海外派兵が禁止されるとか、交戦権が認められないとか、攻撃的兵器は持ってはいけない、というような制約が出てきます。これらの制約はかなり緩くなっていますが、それでも一定の制約があります。そういう意味で、日本の個別的自衛権は特殊な個別的自衛権、特殊に制約を受けた個別的自衛権になっています。

### 3 自衛力論成立の背景

このような自衛力論がなぜ成立したのか、ということが次の問題です。自衛力論の働きを考えると、それは自衛隊、安保を合憲化するという役割を果たしていますが、他方で今述べてきたようないろいろなブレーキ、歯止めもかけています。つまり両面的な役割を果たしています。具体例を挙げれば、イラクにおいて非戦闘地域で一定の後方支援を行うことはできるけれども、前線でアメリカとともに戦闘するということではできないわけですね。こういう両面的な役割のうち、改憲論が出されている今の状況の中では、制約の側面が特に注目される問題になっているというふうに考えられます。その制約を外すために、改憲論が言われているわけですね。

こういう自衛力論の制約の背景ということを考えてみますと、一つには先ほども述べてきたように、9条が基礎にあるということですね。自衛権だけではなく9条があるということ、政府は意識しています。

それからもう一つは、その9条について非武装平和主義的な解釈を政府は議論の前提に置いているという点です。例えば2004年4月26日衆議院予算委員会での議論、これは安倍さんが首相になる前の有名な論争ですが、そこで当時の秋山内閣法制局長官が次のように答弁しています。「九条の文理に照らしますと、わが国による武力の行使は一切できないようにも読める憲法九条の下でも、なお個別的自衛権は認められる」と言っています。だから集団的自衛権が認められる余地はないというのです。9条は一切の武力を禁止しているというように読めるという解釈を、政府解釈の論理的な前提にしているわけです。

それから、いうまでもなく、以上のようなことはそれ自体としては議論であって、平和運動の支えということがなければ、制約も今のようにならなかつたらしく思われます。

### 三 政府の集団的自衛権解釈

そこで特に集団的自衛権の問題に入っていこうと思います。集団的自衛権を政府はどう捉えているかということですが、今日の資料（巻末資料）の最後にあります、5ページを見てください。防衛白書に書かれています。簡単に言えば、集団的自衛権は国際法上持っているけれども、憲法上行使できないというものです。重要ですので読み上げてみますと、「国際法上、国家は、集団的自衛権、すなわち、自国と密接な関係にある外国に対する武力攻撃を、自国が直接攻撃されていないにもかかわらず、実力をもって阻止する権利を有するとされている。」これは割合一般的な理解だと思えます。

「わが国は、主権国家である以上、国際法上、当然に集団的自衛権を有しているが、これを行って、わが国が直接攻撃されていないにもかかわらず他国に加えられた武力攻撃を実力で阻止することは、憲法第9条の下で許容される実力の行使の範囲を超えるものであり、許されないと考えている」。こういうわけです。

## 1 歴史

このような解釈はどのようにしてできてきたかという歴史を見ますと、1952年に日本が法的に独立した根拠となった平和条約の中で、日本も個別的自衛権だけではなく集団的自衛権も持っているということがいわれています。これは、国際法上持っているという趣旨だと考えられます。そして、60年の安保をめぐる論争が国会の中で行われ、集団的自衛権について種々の議論が行われましたが、まだ政府解釈は十分には固まってはいませんでした。

そして1972年10月14日に政府見解が示され、先ほど防衛白書で読み上げたような、現行見解の萌芽となるようなものが出されました。そして1981年5月29日の政府統一見解が、先ほど述べた防衛白書の記述の元になっています。ここで解釈が確立したということになると思います。

小泉政権の下でスタートにあたって、集団的自衛権について「研究したっていいじゃないか」ということを言いました。研究しようとしたのですが、できませんでした。政府解釈を変えれば憲法も政府も信用を失うということが、内閣法制局を中心にして言われました。そして、安倍政権の下で「安全保障の法的基盤の再構築に関する懇談会」という首相の私的懇談会がつくられて、第4回の会議が8月に入って行われました。そこで、解釈の変更を模索していました（が、安倍政権の崩壊とともに休業状態にあります）。

## 2 構造

そこで政府が、集団的自衛権を日本は国際法上持っているが憲法上行使できないというふうに言っていることは、どういう議論の枠組みに基づいているのか、見たいと思います。その大枠は先ほど一般的な解釈として説明したことですが、特に集団的自衛権にかかわって問題になることを述べていきます。

### (1) 保持と行使

その一つは保持と行使ということを区別している点で、その問題について触れておきたいと思います。「持っているのに使えないというのはおかしいじゃないか」ということが、政治家からも一部の憲法学者からも言われています。しかし、これはおかしくないということを内閣法制局は説明し、私もその方が筋が通っていると思います。

おかしいかおかしくないかのポイントは、集団的自衛権を含めた自衛権は国際法上権利か義務かということなのです。国際法上義務であるものを国連加盟国が勝手に国内法でも

って義務を果たさないということでは、国際法上問題になります。しかし、国際法上権利であるものを国内法で制限するとか放棄するとか禁止することに、国際法上問題はないわけです。そして自衛権は権利なのですね。先ほどから説明しているように、違法性阻却に関する権利、集団的自衛権を行使しても違法だとして非難されないという権利であって、行使する義務はありません。そこで、国内法上行使できないというふうに言っているわけです。

さらに論理的には、国内法上行使できないのか、保持していないのかということが次に問題になります。その点を国会で追及されると、「行使できない以上、持っているか持っていないかということと言っても意味がない」とか、「持っているとしても、それは国家主権が日本にあるということを行っているのと同じことだ」として、ハッキリした答弁をしません。

国際法上義務ではないという議論をもっと突き詰めていけば、国内法上、憲法上保持していないというふうに言うことも理屈としては可能であるように思われます。行使できないではなく、保持していないということです。理屈で言えば、憲法上保持していないということになるのではないかと、私は思います。国際法上持っていて憲法上持っていないというような議論は、法律家の頭では特別のことではありません。しかし、政治家とか一般の市民からすると、何だかわけのわからない議論ということになりそうです。それを憚ってではないかと思いますが、国際法上保持しているが憲法上行使できないという議論になっています。

## (2) 必要最小限度

それからもう一つの問題は、憲法上行使できないというわけですが、それは自衛力論との関係で何処が問題なのかという点です。先ほど簡単に説明したのですが、もう一つ少し説明します。そのためには、必要最小限度とは何かということを見ておく必要があります。二つの場面で政府は必要最小限度ということを行っています。自衛力論の前提の場合と自衛力論の内容の場合です。自衛力論の前提と言っているのは、「9条の制約の下で日本が行える自衛の措置は必要最小限度でなければならない。だから自衛力しか認められない」ということです。ここでは自衛力の前提として必要最小限度ということを行っています。それからもう一つは、自衛力論の内容としての必要最小限度です。自衛力の定義として「自衛のための必要最小限度の実力」と言っていますが、その「必要最小限度」の問題です。

そうすると自衛力論との関係で集団的自衛権を行使できないのはなぜかということ、「自衛のため」でないからなのです。自衛のためとは、我が国を防衛するためというふうに言い換えられるように、個別的自衛権のことを意味しています。政府は古典的な厳密な自衛権論を想定する傾向があり、集団的自衛権は他衛であって自衛のためではないというふうに説明することもあります。ところが、このところはしばしば誤解されて、集団的自衛権

も広い意味では自衛のためであって、個別的自衛権は必要最小限度だけれども、集団的自衛権は必要最小限度を超えるから許されない。このように政府解釈を理解する政治家が少なくありませんが、これは誤解に基づくものです。

### 3 解釈変更の可能性

#### (1) 従来 of 議論

そして、政府の解釈が以上のような構造を持っていることを前提として、その解釈を何とか変えられないかという議論が従来からあります。それには、私が見るところ三つのタイプがあります。安倍首相にはその三つ全てがあります。

一つは、集団的自衛権は先ほどの定義からも明らかなように、実力によるものです。そこで、実力、武力によらない集団的自衛権というものを考えるという議論の仕方があります。そうすると、基地の提供とか、後方支援によって既に日本は集団的自衛権を行使しているということになります。だったら次に、実力によって行使しても良いのではないかという形で、政府解釈を切り崩そうとする議論があります。

それから二番目が、先ほど述べた保持と行使の関係の問題です。国際法上保持していても憲法上行使できない。そこから、憲法上保持しているかないかの問題が、その間にあるのではないかというところを問題にします。「行使しないというのは持っていることを前提にしている。持っていなかったら、行使するもしないとも言えないはずだ。憲法上行使できないというのは、憲法上持っていることを前提にしている。だから保持しているはずだ」、というふうに考えます。そして次に、保持しているのに行使できないのはおかしいというふうに、議論していく形があります。

それからもう一つ、これが最も有力だと思います。自衛力論の内容としての必要最小限度に関わるところで、集団的自衛権を憲法上行使できないのは必要最小限度を超えるからだという理解を基にしています。集団的自衛権も広い意味での自衛のためであるけれども、必要最小限度を超えているから政府見解で許されないことになっている。こう理解した上で、「必要最小限度というのは程度問題だから、集団的自衛権がすべて必要最小限度を超えていると考える必要は必ずしもないのではないか。集団的自衛権の中でも必要最小限度のものは認めて良いのではないか」と考えます。そこから「必要最小限度の集団的自衛権」を認めるという考え方が出てきます。議論をひっくり返すわけですね。そして、その必要最小限度の具体的なものとして、周辺事態が大体想定されています。それは、日本が直ちに武力攻撃を受けたわけではないけれども、日本の安全に関して重大な影響を及ぼすような事態です。このような事態が発生していれば、そこに関わっているアメリカ軍のために日本が武力行使して良いのではないか。アメリカ本土が武力攻撃された場合と、区別されています。こういう議論が行われてきました。

## (2) 安倍政権下

そこで、安倍政権下で、先ほど述べたような懇談会がもたれて、研究が行われています。その背景としては、明文改憲というものは実際上かなり困難であり、時間が掛かるという認識があります。今から少なくとも3年は掛かる。その中で改憲案が具体化していく。またイラク戦争などアメリカの戦争の実態が見えてくるという下で、アメリカの戦争に疑問を持つような世論が強くなってきています。最近の世論調査では、9条を変えることには反対だという意見がだんだん強くなっていきます。その背景には勿論、この商社九条の会を含めて、九条の会のような運動・取り組みがあるということが、当然あるわけです。そうすると、解釈でやれるところまでやるということになってくるのだらうと思います。

そして安倍首相の議論の仕方は、具体的に考えていくということで、4つの類型を出しています。ミサイル防衛の場合、米国艦船へ自衛隊が給油をしている場合、国際復興支援活動で自衛隊と一緒に活動している外国の軍隊が攻撃された場合とか、武器輸送のなかの後方支援をしている場合です。議論の仕方の可能性としては、一つには従来の政府解釈を前提にしてグレーゾーンに踏み込む場合があります。その余地はまだあると私には思われますが、こちらの方が反対は少ないでしょう。そしてもう一つには、文字通り従来の政府解釈の枠組みに変更を加える場合があります。この両方の可能性があると思います。

そして先ほど取り上げた懇談会の議事録は、要約したのですが内閣府のホームページから見るができます。それを読んでみますと、いろいろな人がてんでバラバラにいろいろなことを言っているという状態です。政府解釈の論理を法的に批判しているような議論は、私の見たところありません。その状態の下で9月には集団的自衛権の行使を容認する結論を出したいというふうに、座長は言っています。そうすると、法的な論理なしに結論を出してくこととなります。それでは、法的な混乱が起こってくると思います。従来の政府解釈は、実質的には内閣法制局が固めたものです。これは官僚的に歪んでいる面がありますが、ある種の法治主義・立憲主義の役割を果たしてきました。憲法や法律に基づいて政治や行政を行うという意味を持っていたと思われます。それを動揺させるという大きな問題が、出てくることになるでしょう。

## (3) 解釈とその変更の性格

そこで、レジュメ3頁目、三の3の(3)の解釈とその変更の性格という問題に入ります。集団的自衛権を行使できないというのは、根拠もなしに、いい加減なことを言ってきたのではないか。そのように、懇談会のメンバー達は考えているようです。

しかし、そういうものではなくて、憲法と安保や自衛隊の両方があるという、矛盾した戦後社会の構造に規定されて生まれてきたと思われます。日本国憲法9条がある下で安保を結び、自衛隊を作り、米軍の基地を置いてきました。その歴史の中で、外国でアメリカが行う戦争に日本が本格的に参加するというようなことはしませんという約束をしなけれ

ば、安保条約は結ばなかったのです。しかもその約束は、政治的な約束では済まなかったのです。政治的な約束であれば、政治的な方針が変われば約束を変えるということになります。そうではなくて、憲法の制約、憲法上の約束であって、憲法を変えない限りそこは動かさない。このような約束があって、はじめて安保ができています。集団的自衛権不行使の政府解釈は必然的、構造的、客観的なものだと私には思われます。ですから、これを変えようということは、本当は憲法を変え、安保を変えなければならないような大きな問題であるはずで

## おわりに

ということで話は終わりたいと思います。レジュメに「おわりに」というところで憲法体制ということも書きましたが、ちょっと話が広がり過ぎますので省略いたします。憲法を変えるということはこの9条の問題だけではないわけですね。レジュメに書かれたような問題もあるということです。それから新自由主義との関係ということもあり、それに対応した統治組織を作っていくというような問題もあるのですが、今日は9条関係だけを取り上げました。

政府の解釈は両面的な役割を果たしていて、そしてその制約の側面がいま現実に問題になっています。それが現状だと思います。良くて悪くてもそれが現状であって、現実的にはそこからスタートするしかありません。そのときに、現状をもっと9条から離れるような方向で変えるのか、なんとか9条のほうに近づけていくのか、という選択をしなければなりません。現状から一步でも9条のほうに向かっていくべきではないかと、私は考えています。自衛隊の軍縮を進める、安保の運用についてもアメリカに言うべきことは言う、東アジアの非核化を目指すというようなことです。そのような努力をしていくことが、世界やアジアや日本の平和に繋がっていくのではないかと私は思っています。それでは、どうもご清聴有難うございました。(拍手)

## 質問への回答

Q1. 集団的自衛権の考え方はアメリカ主導で始まった考えではないのですか。

A. 集団的自衛権について、最初はラテンアメリカ諸国から主張されて、必ずしもアメリカ主導でなかったのではないかと考えて説明しました。当初は集団的自衛権という考え方が明確ではなかったわけですから、ラテンアメリカ諸国が最初主張した頃は、よその大陸からアメリカ大陸の国に攻めてきたというときにアメリカに守ってもらいたい、とこういうふうに考えていたものようです。そして、そういう問題としてアメリカも最初は考えていて、先ほど述べたような議論がやり取りがされていく中で、国連から独立した形で武力行使できる機会を確保しなければというふうに考えていくようになって行った、ということだと思います。最初はラテンアメリカ諸国から突き上げを食うという形で動き出したようですが、途中から集団的自衛権の考え方が確立していく中で、アメリカも積極的に議論していくようになったということのようです。

Q 2. 自衛隊のイラク派遣は、国際復興支援ではなく軍事行動で、憲法違反では？

A. イラクに自衛隊が出て行ったのは軍事行動であって、国際的復興支援とは言えないのではないかということですね。常識的には全くその通りです。ただ政府の議論からすると、「後方支援をしているだけであって、前線の戦闘をしていない。だから憲法9条には触れない」と、こういう議論ですね。

その議論について、私はいつも思うのですが、後方支援なら憲法9条に触れないというのであれば、ハッキリした侵略戦争の後方支援をしても憲法9条に触れないですね。武力行使ではないですから。9条以外のところに、例えば国際協調主義などは触れるかも知れませんが。変な議論ですね。また一応戦闘が終わったというふうにされてからの支援だということで、国際的復興支援だと説明しているのでしょうか。説明はおかしいですが、そのように説明されています。

Q 3. 憲法改正の狙いは極東アジアでの集団的自衛権の行使にあるのでは？

A. 極東アジアにおいて集団的自衛権が行使できるように、憲法を変えていこうとしているのでしょうか。そうすると、どういうことになるのでしょうか。戦争状態になっていく可能性が高いと、私も思います。今まで話してきたように、政府の議論がこの段階で止まっているのは9条があるからですね。無くなれば、本当に大きく変わると思います。憲法学者の中には、9条が無くなっても、軍事力の行使のあり方については今後もいろいろ議論して行くことができるという人もいます。議論はして行くべきでしょうが、9条があるか無いかは実際上大きな違いをもたらすと思います。

それから政府の議論には、「アメリカは国際法を守る。だから後方支援しても大丈夫だ。その延長線上で集団的自衛権を行使できるようにしても、大丈夫だ」という考え方があります。今日話してきたように、アメリカは必ずしも国際法を守っていないし、おそらく必然的に守らないところがあると私は思います。国会におけるヴェトナム戦争に関する審議の中で、そのことが問題になったことがありました。それに対する政府の答えとして、アメリカは国際法の支配の下にある、と言うんですね。そんなことを言えば、政府が敵視している朝鮮だって中国だって国際法の支配の下にあるわけですね。でも守るとは限らないということが、問題なのです。

それから、アメリカが国際法を守るか守らないかは、日本政府として答えるべき立場にはない、こういう答えもあります。しかし、アメリカは国際法を守らないことがあり、その国際法違反の軍事活動を支援したり、それについて集団的自衛権を行使したりすることになる。支援したり集団的自衛権を行使したりするという自国の行為の前提問題について、きちんと考える必要がある。

Q 4. 有事の際、自衛隊に対する指揮権はどこが持つのでしょうか？

アメリカ側が持っているのではないのでしょうか。

- A. 有事の際の指揮権はアメリカ側が持つという前提で、日本の再軍備は始まりました。今どうなっているのかということが、質問の趣旨だと思います。文書では明らかになっていないようです。60年安保の時にどうなったのだろうかということが、気になります。それから、日本側に指揮権が渡されたということを確認したというような話も、ありません。指揮権がアメリカ側にあるということは内緒の話ですから、仮に指揮権が日本側に渡されたとしても、やはりそれも内緒の話になります。おそらく常識的に考えて、日本側が独自に自衛隊の指揮権を持つということは、日米の軍事的関係の実際から考えて、あり得ないと思うのです。そのような状況下で現在米軍の再編が進められ、その動きの中で米軍と自衛隊の一体化が図られているわけですから、指揮権がどうなるかは凄く大きな問題だと思います。

**Q 5. 安倍内閣の集団的自衛権容認論に対しどのように反論すべきですか？**

- A. これについては、今日述べてきたように、實際上どうなるかということが一つですね。アメリカは国際法を必ずしも守らない、その戦争を本格的に手伝うということで良いのか、ということです。それから法的な議論としては、集団的自衛権を行使できないということは法的な約束事です。憲法解釈は簡単には変えられないということを、ハッキリさせて行くことが必要だろうと思います。内閣法制局が言っているのですが、実は政府の憲法解釈は間違っていましたというようなことを言えば、憲法の信用もなくなるし内閣の信用もなくなる。このことは集団的自衛権の問題だけにとどまらず、日本の憲法政治全体に関わることだと思います。

**Q 6. 日本に向けてミサイルが発射された時、個別自衛権を行使するのは憲法9条に触れないのでしょうか**

- A. 政府の議論からすると、触れないことになります。更にもう少し厳密に言うと、発射されなくてもいいのです。着手すれば、その段階で個別的自衛権が成立するとされています。飛ばなくてもいいし、日本に着かなくてもいいのです。飛ばそうとする、着手する、その段階で個別的自衛権が成立する、ということになっています。

しかしながら、憲法9条を完全な戦争放棄の立場で解釈すれば、許されないことです。それでは困るという人がいるかもしれませんが、本当ミサイルを打ち返すということをしたら、一体どうなるか。そのこともきちんと考えなくてはいけないと思います。ミサイル防衛であたかも急にきれいに止められるような話がされていますが、そんなことになる筈はないですね。

**Q 7. 米軍の指揮権について日本と韓国との違いについて教えてください。**

いま韓国でも米軍の指揮権の問題がいろいろ討議されています。現状はよく判らないんですが、日本と韓国ではどういう違いがあつて、韓国はどういう方向にいくと考えたらよいのでしょうか。

- A. 韓国のことは、私には残念ながらよく分かりません。一つは、韓国にいる米軍は国連軍という建前になっているという側面があります。国連軍は出来ていないと言いました。正式の国連軍は出来ていませんが、朝鮮戦争のときに変則的な形で国連の旗を米軍が持つことが認められて、ある意味では国連軍ということになっています。

そのアメリカ軍が国連軍としての性格と米軍それ自体としての性格と二重の性格を持っているのか、国連軍としての性格だけなのか、私にはよく判りません。国連軍という建前の下で、韓国軍が国連軍の中に組み込まれたとされているのであれば、その指揮権は韓国ではなくて、国連軍としての米軍が持っているという形になって、おかしくないのかもしれませんが。それから比較的最近ですが、指揮権を韓国側に譲り渡すということが言われていますね。私の知識はそれ位で、申しわけありませんが、それ以上はよく分かりません。

**Q 8. 憲法 9 条改定の狙いは米軍の戦争へ自衛隊を動員可能とし、また戦争ビジネスの利益のためではないか。**

ヴェトナム戦争の際、韓国は軍隊がありますので米軍支援をして、3 万人位戦死しています。同じアジア人同士でヴェトナム人と朝鮮人が殺し合いをしました。

もし日本の憲法 9 条がなくなれば、自衛隊は本当の軍隊になります。いま朝鮮とアメリカとは休戦状態であって、戦争状態がなくなったわけではありません。それがまた戦争状態になる可能性もあるわけです。その場合極東がまた大戦争の戦地になる可能性が非常に高いわけです。日本の憲法 9 条がなくなれば、日本の軍隊がアメリカ軍の同盟軍として動員される可能性があるとする、またアジア人同士で殺し合いが始まるということです。戦争で一番もうかるのは兵器を売っている戦争ビジネスだと思うのです。憲法 9 条をなくすということは一番戦争で儲ける人が得をするための手段でないかと思うのですが、いかがですか？

- A. 言われることは、完全に同感です。ヴェトナム戦争における韓国の立場をよく見れば、そのことは分かりますね。集団的自衛権体制をとっていて、アメリカが行う戦争に動員を求められたわけですね。日本も 9 条をなくして、集団的自衛権を行使できるようにすれば、それを断われないということになると思います。ただ勿論、いろいろな実際上の問題がありますから一挙にそうは行かないかもしれませんが、法的な理屈としてはそういうことになると思います。それから、アメリカは何かがあったから出てくというのは、チョッと違いますね。危ない所は先に潰してしまえという考え方に、段々なってきました。ですから、アメリカが先に戦争を始める可能性が実際には大きく、そこに自衛隊が使われるということまで考えておかなければなりません。

それからビジネスの問題について言えば、国連の常任理事国がみな途上国向けの兵器輸出のトップの国々なんですね。死の商人たちが常任理事国なのです。そういう問題もあります。

それからもう一つ注意しておかなければならないのは、兵器というのは使わなくても買って貰えるものだということです。他のものは使って壊さなければ、買って貰えませんが、しかし兵器というのは、お互いに技術開発の競争をしていく中で相手の技術が高くなれば、いままで持っているのは使わなくても価値がなくなって行きますから、棄てていくわけですね。そして、より技術の高いものを買わなくてはいけない。ですから、兵器というのは使わなくても買って貰えるので、それを売ることは凄くいいビジネスなんです。このような問題もあります。

**Q 9. 元イラク先遣隊長で現参議院議員の佐藤正久氏の「駆けつけ警護」発言についてどう思われますか。**

参議院に当選したイラクの先遣隊長の佐藤正久氏が「イラクで友軍のオランダ軍が攻撃されたら、現場に駆けつけ巻き込まれて武力行使するつもりであった。それは秘密裏であっても公的に確認されていた」と言い、そのことをTBSの報道特集で流していましたが、そのような重大な証言を平気で垂れ流す報道側の感覚には疑問を感じます。そして、なによりも公職にある人がそういうことを平気で言うような事態になっているということに危機感を覚えます。どうお思いでしょうか。

- A. いまの議論は、法的には集団的自衛権ではなく個別的自衛権の問題ですね。イラクに日本の自衛隊が行っていますが、武力行使をすることは予定されていません。後方支援だという目的で行っているわけですが、それに対する外国の軍隊の武力行使が起これば、その武力行使の仕方によっては日本に対する武力攻撃ということがあり得ます。ある国に対する武力攻撃というのは、その領土や領空、領海などを侵犯する場合がありますが、そうでない場合もあり得ます。

公海上であっても外国であっても、その国の軍隊や政府組織などに対する武力行使であって、その国に対する組織的、計画的なものとして武力攻撃と見做されれば、それに対して個別的自衛権が成立することになっています。佐藤氏の話は個別的自衛権が成立する場合があるということを言っているのだと思われるから、言っていることは法的には当たっている可能性があります。ですから、現在既にイラクに自衛隊が行っているということは、大変危険なことなのです。政府見解によれば憲法9条の下でも個別的自衛権が成立して、日本が本格的な戦争をする可能性があることをしているということです。むしろ、まずそちらに注意を向けた方がいいのではないかと思います。

(その上で、指摘されていることは、それが意図的に予定されていたということですね。そうであろうと私は想像していましたが、本当にそうだったということです。本当に危険であることが、よく分ります。ご指摘の通りです。)

以上

**【編集後記】**

本講義録は、2007年8月23日、明治大学アカデミィコモン九階309A教室にて開催された商社九条の会・東京の第4回学習会での浦田一郎教授(明治大学法科大学院)の講義を、当日収録の録音テープをもとに、事務局の責任で文章化、校正、編集したものです。なお、中見出しはレジュメを参考に事務局が付けました。

# 卷 末 資 料

## 卷末資料 目次

レジュメ ----- 1 ～ 3

### 資 料

日本国憲法 ----- 4

国連憲章 ----- 4

日米安保条約 ----- 5

防衛白書における集団的自衛権の記述 ----- 5

レジュメ

「商社九条の会・東京」学習会

2007年8月23日(木)

浦田一郎(明治大学)

戦後政治と九条——集団的自衛権を中心に

はじめに

## 一 自衛権

### 1 自衛権の歴史

#### (1) 前史

自己保存権 自己を保存するために必要なすべてのことをなす権利

#### (2) 自衛権の成立 第一次大戦後

戦争の違法化 戦争をしてはいけないという原則

1928年の不戦条約

加盟各国が自衛権を留保

違法性阻却事由 自衛権の場合は、戦争をしても、非難されない

留保 不戦条約の正式の文書には入っていない

個別的自衛権 自国が侵略された場合

#### (3) 自衛権の確立 第二次世界大戦後

1944年10月 一般的国際機構設立に関するダンバートン・オークス提案

武力行使の一般的・原則的禁止

例外について、自衛権規定なし

もう一つの例外について、「いかなる強制行動も、安全保障理事会の許可がなければ、地域的取極に基づいてまたは地域的機関によってとられてはならない」

1945年2月 ヤルタ会談 常任理事国に拒否権が認められる

3月 米州諸国会議のチャプルテペック決議

米州諸国のいずれか一国に対するいかなる攻撃も、すべての加盟諸国に対する侵略とみなされ、軍事力の行使を含む対抗措置が取られる

6月 国連憲章

1条1項 集団安全保障の目的

2条4項 武力行使禁止の原則

41条 非軍事的措置

42条 軍事的措置

51条 自衛権

### 2 法的理論と実際

- (1) 法的理論・論理
  - 戦争・武力行使禁止の原則
  - 原則の担保として、集団安全保障
  - 原則の例外として、自衛権
  - 個別的自衛権から集団的自衛権へ
- (2) 実際・現実 自衛権から見る
  - 自衛権 大国が援用することが多い。
  - 自衛権の濫用 基本的。大国による。事実上または法的に
  - 集団的自衛権が中心 集団的自衛権へ。大国による同盟国の動員
- (3) 大国の軍事支配から見る
  - 自衛権 武力行使を正当化する唯一の根拠
  - 濫用の必然性
  - 集団的自衛権 基本的制度
- (4) 日本にとって
  - 個別的自衛権の不行使とアメリカへの軍事的従属
  - 集団的自衛権の行使へ
- (5) 政府の集団的自衛権解釈の基本的性格

## 二 政府の九条解釈

### 1 前史

- (1) 制憲議会 自衛権否認的
- (2) 再軍備
  - 警察予備隊 警察力
  - 保安隊 近代戦争遂行能力に達しない
  - 自衛隊 自衛力
  - 有事の指揮権 アメリカ側に

### 2 自衛力論の構造

- (1) 定義 「自衛のための必要最小限度の実力」
- (2) 基礎 九条と固有の自衛権
- (3) 主体 日本国
- (4) 「実力」 武力。経済援助、基地の提供、後方支援。武力行使との一体化
- (5) 「自衛のため」 個別的自衛権と集団的自衛権・集団安全保障
- (6) 「必要最小限度」 海外派兵の禁止、交戦権の否認、攻撃的兵器の禁止

### 3 背景 九条。非武装平和主義解釈。平和運動

## 三 政府の集団的自衛権解釈

## 1 歴史

1952年平和条約5条C項 国際法上の保持

60年安保論争 未確立

1972年10月14日政府統一見解 現行見解の萌芽

1981年5月29日政府統一見解 現行見解

小泉政権 研究論の挫折

安倍政権 「安全保障の法的基盤の再構築に関する懇談会」

## 2 構造

### (1) 保持と行使

国際法上 義務ではない

憲法上 不保持か

### (2) 必要最小限度

自衛力論の前提 「必要最小限度」の「自衛の措置」

自衛力論の内容 自衛のための「必要最小限度」の実力

「自衛のため」＝「我が国を防衛するため」

## 3 解釈変更の可能性

### (1) 従来議論

実力によらない集団的自衛権

集団的自衛権の憲法上の保持

必要最小限度の集団的自衛権

### (2) 安倍政権下

4類型 ミサイル防衛、米国艦船への補給、国際復興支援活動、武器輸送などの後方支援

解釈を前提にする場合と、解釈を変更する場合

集団的自衛権行使容認と法的混乱

### (3) 解釈とその変更の性格

## おわりに

憲法体制 象徴天皇制。占領・安保体制。特殊な憲法

政府解釈・現状から、九条、非武装平和主義へ

新自由主義

## 資料

### 日本国憲法

#### 第九条【戦争放棄、軍備及び交戦権の否認】

- 1 日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。
- 2 前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。

### 国連憲章

#### 第1条 国際連合の目的は、次のとおりである。

1. 国際の平和及び安全を維持すること。そのために、平和に対する脅威の防止及び除去と侵略行為その他の平和の破壊の鎮圧とのため有効な集団的措置をとること並びに平和を破壊するに至る虞のある国際的の紛争又は事態の調整または解決を平和的手段によって且つ正義及び国際法の原則に従って実現すること。

#### 第2条 この機構及びその加盟国は、第1条に掲げる目的を達成するに当っては、次の原則に従って行動しなければならない。

4. すべての加盟国は、その国際関係において、武力による威嚇又は武力の行使を、いかなる国の領土保全又は政治的独立に対するものも、また、国際連合の目的と両立しない他のいかなる方法によるものも慎まなければならない。

#### 第41条 安全保障理事会は、その決定を実施するために、兵力の使用を伴わないいかなる措置を使用すべきかを決定することができ、且つ、この措置を適用するように国際連合加盟国に要請することができる。この措置は、経済関係及び鉄道、航海、航空、郵便、電信、無線通信その他の運輸通信の手段の全部又は一部の中断並びに外交関係の断絶を含むことができる。

#### 第42条 安全保障理事会は第41条に定める措置では不十分であろうと認め、又は不十分なことが

判明したと認めるときは、国際の平和及び安全の維持又は回復に必要な空軍、海軍または陸軍の行動をとることができる。この行動は国際連合加盟国の空軍、海軍又は陸軍による示威、封鎖その他の行動を含むことができる。

#### 第51条 この憲章のいかなる規定も、国際連合加盟国に対して武力攻撃が発生した場合には、

安全保障理事会が国際の平和及び安全の維持に必要な措置をとるまでの間、個別的又

は集団的自衛の固有の権利を害するものではない。この自衛権の行使に当って加盟国がとった措置は、直ちに安全保障理事会に報告しなければならない。また、この措置は、安全保障理事会が国際の平和及び安全の維持または回復のために必要と認める行動をいつでもこの憲章に基く権能及び責任に対しては、いかなる影響も及ぼすものではない。

## 日米安保条約

### 第五条（共同防衛）

- 1 各締約国は、日本国の施政の下にある領域における、いずれか一方に対する武力攻撃が、自国の平和及び安全を危うくするものであることを認め、自国の憲法上の規定及び手続に従って共通の危険に対処するように行動することを宣言する。
- 2 前記の武力攻撃及びその結果として執った全ての措置は、国際連合憲章第五十一条の規定に従って直ちに国際連合安全保障理事会に報告しなければならない。その措置は、安全保障理事会が国際の平和及び安全を回復し維持するために必要な措置を執つたときは、終止しなければならない。

### 第六条（基地の許与）

- 1 日本国の安全に寄与し、並びに極東における国際の平和及び安全の維持の寄与するため、アメリカ合州国は、その陸軍、空軍及び海軍が日本国において施設及び区域を使用することを許される。
- 2 前記の施設及び区域の使用並びに日本国における合州国軍隊の地位は、千九百五十二年二月二十八日に東京で署名された日本国とアメリカ合州国との間の安全保障条約第三条に基づく行政協定（改正を含む。）に代わる別個の協定及び合意される他の取極により規律される。

## 防衛白書における集団的自衛権の記述

国際法上、国家は、集団的自衛権、すなわち、自国と密接な関係にある外国に対する武力攻撃を、自国が直接攻撃されていないにもかかわらず、実力をもって阻止する権利を有するとされている。わが国は、主権国家である以上、国際法上、当然に集団的自衛権を有しているが、これを行使して、わが国が直接攻撃されていないにもかかわらず他国に加えられた武力攻撃を実力で阻止することは、憲法第9条の下で許容される実力の行使の範囲を超えるものであり、許されないと考えている。